

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

豊中市長 淺利 敬一郎
(公印省略)

2011年度自治体キャラバン行動・要望書（回答）

平成23年5月27日付でいただきました要望書について、下記のとおり回答します。

1. 行政のあり方について

(ア) 東日本大震災被災自治体への支援内容及び実績を明らかにするとともに被災自治体を支援するために通年で職員派遣を行うこと。さらに、避難者受け入れ数と、生活保護申請・受給、介護保険申請・受給などの実態を明らかにすること。

(回答)

職員派遣は、緊急消防援助隊、給水支援、下水管路調査、宅地危険度判定、健康相談等の業務で岩手県・宮城県に5月末現在でのべ110名を派遣しており、戸籍事務では現在も職員が現地で3カ月間の支援にあたっております。今後につきましては、中長期の派遣も含め、被災地の要望に応じて引き続き対応を検討してまいります。

義援金は、引き続き市内18ヶ所に募金箱を設置し、日本赤十字社を通して被災地へ送り、物的支援としては、岩手県への中古自転車の提供をはじめ、空港就航都市間交流の一環として市理事者が直接被災地へ赴き、乳児用のミルクや防じんマスク等を提供、現在は今年度更新予定車両の提供について要望を調査しております。また市民から寄贈頂きました救援物資や学校間の文具支援につきましては、豊中市社会福祉協議会と協力をして宮城県等へ送らせて頂きました。

本市への避難者は、全国で運用が開始されました「避難者情報登録システム」への登録者が5月末現在、30世帯70人となっております。

引き続き、被災地からの要請に基づき、できる限りの支援を大阪府や関係機関と連携しながら実施してまいります。

危機管理室（電話 06-6858-2683）

東日本大震災による被災した避難者のうち、6月1日時点の生活保護申請・受給者数は、0世帯・0人です。

生活福祉課（電話 06-6858-2249）

要介護認定をすでに受けておられ、本市に転入手続きをした人が1人おられます。

(6月30日現在)

高齢者支援課（電話 06-6858-2844）

(イ)住民に対して責任ある仕事が遂行できるよう非正規(非常勤・嘱託・アルバイト・パート等)ではなく正規職員の増員を行うこと。また、住民の立場からは正規・非正規は全く関係ないので、非正規職員にも正規職員と同じく研修を行い、住民に不利益を与えないこと。

(回答)

豊中市は平成10年(1998年)から行財政改革・行財政再建に取り組んでおり、職員定数の適正化に取り組んでいるところです。

職員配置につきましては、多様な雇用形態の職員や外部活力との役割分担をしながら、適正配置に努めていきます。

人事課(電話 06-6858-2027)

業務内容に必要な知識や技術等の習得、向上に係る研修(文書管理等の実務研修、OA研修、クレーム対応研修等)について、本市や他機関等が主催する研修の受講機会を設けています(希望制)。また、臨時職員・非常勤職員を対象とした接遇・マナー研修も実施しています。今後も、質の高い市民サービスの提供に向けた研修の企画及び実施や、各職場における研修の支援に努めます。

職員研修所(電話 06-6858-2017)

(ウ)大阪府からの権限移譲については、体制が整っていないもとの受託はせず拒否すること。

(回答)

大阪府からの権限移譲につきましては、内容を十分に把握し、市民生活に影響が出ることがないように、体制づくりなどの準備を進めているところです。

企画調整室(電話 06-6858-2773)

2. 国民健康保険・後期高齢者医療・健診について

- ① 国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げ、協会けんぽ保険料なみの払える保険料にすること。保険料の低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免など困難な世帯に対する条例減免を創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれら減免制度についてはホームページや広報に掲載し、チラシ・パンフレットなどを作成し住民に周知すること。(減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の現物を当日お渡しください。)

(回答)

平成23年度については、非常に厳しい財政状況の中、一般会計から保険料抑制のための繰入を前年度と同額の5億6千万円を繰り入れ、保険料率を据え置いております。次に、一部負担金減免については、22年度に国が示した基準を基本にしながら、より活用しやすいものとなるようにその取り扱いを一部見直したところです。

保険料につきましては、一定所得以下の世帯に対し、被保険者均等割と平等割を軽減し、さらに市独自として所得割を軽減しております。また、失業や廃業により生活が困難になった方、母子・父子世帯、障害者のおられる世帯、難病患者のおられる世帯には市独自の減免を適用し、きめ細かな対応をしております。

さらに、平成22年4月から解雇や倒産、雇い止めなどによる離職者（非自発的失業者）に対して、給与所得を30/100として保険料を算定する軽減策についても実施しております。

これらの取り組みの周知につきましては、市のホームページへの掲載をはじめ、国保の加入時や6月の保険料本決定時には全世帯にパンフレットを送付するなど周知に努めております。

保険給付課（電話 06-6858-2772）

保険資格課（電話 06-6858-2300）

- ② 資格証明書発行をやめるとともに貧困を作り出す差し押さえをしないこと。短期保険証の長期未交付（留め置き）は厚生労働省通知どおり行わないこと。高校生世代までのこどもに対しては1年間の保険証を確実に届け、万が一届いていなくても医療機関からの照会で確認できれば保険証所持と同様の取り扱いとすること。

（回答）

資格証明書については、未納者との接触の機会を確保するため、法に基づき交付するものです。本市におきましては、保険料負担の公平性や収納確保を図るため、資力がありながら連絡も納付もない未納者との接触の機会を作り、実態把握を行うために必要なものと考えております。

なお、短期証の有効期限を6カ月としておりますが、保険証の更新時に、窓口等において交付できなかった保険証は、速やかに簡易書留にて送付しております。

資力がありながら全く納付の意思が見られず、一切納付相談等にも応じない未納者に対しては、保険料負担公平性の観点からも滞納処分を厳格に適用してまいります。

保険収納課（電話 06-8658-2306）

- ③ 国民健康保険運営協議会委員を広く市民から公募すること。運営協議会を公開し、傍聴を認める、資料を配布すること。また、市民の意見陳述を認めること。

（回答）

国民健康保険運営協議会の委員については、被保険者代表として市広報誌で募集し、選出しております。また、会議についても、可能な限り事前に広報誌、ホームページで開催お知らせし、傍聴の方へは資料を配布（会議終了後回収）しております。

被保険者への意見聴取については、会議運営に関することのため、運営協議会で決定することとなりますが、委員に被保険者の代表が参加していることから、被保険者の意見が反映されているものと考えております。

保険給付課（電話 06-6858-2772）

- ④ 特定健診は以前の住民一般健診内容と同等のものとし費用は無料とすること。特に、がん検診等の内容を充実させ、特定健診と同時受診できるようにし、費用は無料とすること。

（回答）

特定健診の実施にあたっては、基本検査項目以上に血液検査や尿検査などを充実させるとともに、大腸がん検診の同時実施をはじめ、集団検診では肺がん検診、胃がん検診とのセット検診の実施回数を順次増加を図り、受診しやすい環境づくりに努めているところです。

また、今年度より、新たに前立腺がん検診を実施し、がん検診の充実を図ったところです。

受診費用については、生活保護世帯および非課税世帯は無料とするとともに、特定健診においては、加えて70歳以上の方にも無料で受診いただいているところです。

健康支援室（電話 06-6858-2290）

- ⑤ 後期高齢者医療保険制度の保険料については独自減免などを検討するとともに短期保険証・資格証明書の発行をしないこと。

（回答）

後期高齢者医療保険制度の保険料の決定、保険料の軽減や減免につきましては、保険者である大阪府後期高齢者医療広域連合の権限とされております。

保険資格課（電話 06-6858-2300）

- ⑥ 大阪府広域化支援方針の内容は全国にない収納率に4つの目標やハードルを掲げる非常に厳しいものである。さらに大阪の場合、広域化しても財政の困難さは全く解決せず、スケールメリットどころか保険料値上げや減免の廃止、健診の後退しかまねかないことを理解し、広域化に安易な期待をせず、国庫負担増など国に強く要望すること。

（回答）

国保事業の健全化は、広域化するだけで図られるものではなく、広域化支援方針に掲げられた内容を含め、各保険者が事業の健全化にそれぞれ努めることが、必要であると考えております。

また、国に対しては従来から、国庫負担の負担率の引き上げなどを求めてきたところであり引き続き強く要望していきます。

保険給付課（電話 06-6858-2772）

3. 介護保険・高齢者施策について

- ① 介護保険料を引き下げること。給付見込み額に不足が生じる場合は、一般会計から繰り入れ、高齢者の保険料負担が増えないようにすること。低所得者の介護保険料を軽減するために、非課税者・低所得者の保険料を大幅に軽減する多段階化をはかること。介護保険料の減免制度を大幅に拡充すること。

（回答）

介護保険料は、3年ごとの給付費の総量に基づき積算し、その半分を国・府・市の公費で賄っており、制度的な仕組み・考え方の中で保険料負担の軽減が図られているところです。しかし、本市におきましては、国庫負担金である調整交付金の補助割合が全国平均を下回っている状況ですので、このことに関しては少なからず保険料負担に影響を及ぼしているものと考えております。

また、低所得者や非課税者の生活実態を考慮し、保険料負担の軽減を目的とした多段階化の実施や、低所得者の方を対象に障害者のおられる世帯及びやむを得ない事情により納付が困難な方を対象とした保険料減免措置など、本市独自の保険料軽減策を講じているところです。

なお、保険料負担の軽減策につきましては、本市に限らず全国的な問題であると認識しておりますので、引き続き市長会等を通じて、国の責任において必要な対策を講

じるよう要望していきます。

保険資格課（電話 06-6858-2300）

高齢施策課（電話 06-6858-2233）

- ② 国に対し介護保険料の年金天引き(特別徴収)の強制をやめ納付方法については選択制とすることや国庫負担を大幅に引き上げるよう求めること

(回答)

厚生年金等の年金収入から事前に保険料を納付していただくいわゆる特別徴収制度は、介護保険料に限らず、国民健康保険料や税をはじめとする公法上の債権に関して、市民の利便性の観点から、国が法整備を図り、現在取り組まれている納付方法のひとつです。

なお、保険料負担の抑制策につきましては、国庫負担割合も含め、国の責任において必要な対策を講じるよう、引き続き市長会等を通じて要望していきます。

保険資格課（電話 06-6858-2300）

高齢施策課（電話 06-6858-2233）

- ③ 介護給付費準備基金残高については、全額被保険者に還元すること

(回答)

介護給付費準備基金残高の活用方法につきましては、国の動向を注視しつつ、第5期事業計画策定の中で検討したいと考えております。

高齢施策課（電話 06-6858-2233）

- ④ 入所施設待機者を解消し行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

(回答)

施設・居住系サービスの整備につきましては、第5期事業計画策定の中で、検討してまいりたいと考えております。

高齢施策課（電話 06-6858-2233）

- ⑤ 国の法改正案にある「保険者判断による予防給付と生活支援サービスの総合化」は、要支援者の保険給付を削減することにつながるものであり、法制化しないよう国に要望すること。また、制度化された場合でも実施しないこと。

(回答)

当該事業につきましては、要支援者・介護予防事業対象者を対象に、利用者の状態あるいは意向に応じて、自治体や地域包括が創意工夫して、地域の多様な社会資源や地域のマンパワーを活用し、介護予防や配食・見守りなどの生活支援を地域全体で総合的に実施する事業とされておりますが、国からは、具体案が示されておられませんので制度の詳細については、把握できておりません。

高齢者支援課（電話 06-6858-2844）

- ⑥ 介護サービス利用料の軽減制度を制度化・拡充すること。施設利用者の食費・部屋代の低所得者軽減(補足給付)を改悪しないよう国に求めること。介護保険施設・居住系サー

ビスの居住費について軽減措置を講じること。

(回答)

利用料につきましては、本市では、社会福祉法人だけでなく民間事業者にも対象を広げた本市独自の軽減策を講じているところです。低所得者対策は国の責任において行うべきであり、市長会等を通じ、国の負担となるよう引き続き要望していきます。

また、施設給付の見直しは、在宅と施設との負担の公平性を是正する観点から居住費・食費を保険給付の対象外とされましたが、制度の持続可能性を高めていくためのものと理解しております。所得の低い方には所得に応じた負担限度額を定め、国が定める居住費・食費の平均的な費用（基準費用額）と負担限度額との差額相当分を保険から補足給付を行う低所得者対策が講じられておりますので、引き続き補足給付を講じるよう国・府に要望していきます。

保険給付課（電話 06-6858-2772）

高齢者支援課（電話 06-6858-2844）

高齢施策課（電話 06-6858-2233）

⑦ 不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること

(回答)

国の示す基準や介護サービス関係Q&Aをもとに、極端な保険者独自の解釈が生じないよう、必要であれば、府に確認する等、介護サービス利用者の状況にあった適切な判断を行っていきます。

高齢施策課（電話 06-6858-2233）

⑧ 「大阪版権限移譲」に基づく事業者指定・指導監督権限の市町村丸投げに追随せず、大阪府に中止を求めること。

(回答)

大阪府版権限移譲に基づく介護保険事業者指定及び指導監査権限につきましては、国会において審議されていた「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」が可決され、都道府県から中核市へ法定移譲されることになりました。また法定移譲の時期は、平成24年度とされており、本市が進めている中核市移行時期と重なることから、事業者指定・指導監査権限についても中核市権限移譲（法定移譲）として準備を進めているところでございます。

高齢施策課（電話 06-6858-2233）

⑨ 「地域包括ケア」を実現するために、自治体として責任を果たすこと。そのためにすべての日常生活圏域で悉皆調査の実施によるニーズの把握を行うこと。第5期介護保険事業計画策定にあたっては、日常生活圏域ごとに住民・高齢者・利用者家族・事業者等の参加する「日常生活圏域部会」を設置し、住民参画を徹底すること

(回答)

第5期事業計画を策定するにあたっては、日常生活圏域における高齢者の実態・実情を把握するため実施した高齢者アンケート調査結果の集計・分析及び制度改正等を基に、現在、本市介護保険事業運営委員会においてご検討・ご審議いただいております。

また、介護保険事業運営委員会委員は、学識者をはじめ、日頃から地域で活動しておられます医師や介護保険事業者の代表、そして、何より市民の代表である第1号被保

険者等の市民公募委員により構成しており、高齢者や介護サービス利用者家族等の見地にたったご意見・ご検討をいただいているところでございます。

なお、第5期事業計画の策定にむけては、引き続き介護保険事業運営委員会において、日常生活圏域における介護サービスのあり方について検討してまいりたいと考えております。

高齢施策課（電話 06-6858-2233）

- ⑩ 状態が悪化しているにもかかわらず「軽度」に認定されるなど、利用者の実態とかけ離れた要介護認定を改善するため、実態調査を行い改善措置を講じること。

（回答）

状態が悪化するなど状況に変化があれば区分変更申請を行っていただいています。

高齢者支援課（電話 06-6858-2844）

4. 生活保護について

- ① 生活保護の実施体制に関わって、「標準数」に基づくケースワーカーの増員を正規職員で行うとともに、経験や熟練を重視した人事配置を行うこと。

（回答）

当課では、今後もケースワーカーの増員と経験や熟練を重視した人事配置に努めて参ります。一方、多様なニーズに応えるため、従来ケースワーカーが担当していた業務の分業化も進めており、業務の見直しを検討する中で市民サービスの向上に努めています。

生活福祉課（電話 06-6858-2249）

- ② 申請権を保障するために各自治体で作成している生活保護の「しおり」や「手引き」などについて、生活保護の制度をわかりやすく説明したものに改善し、困窮した住民の目にいつでも触れるようカウンターなどに常時配架すること。しおりに「申請用紙」を添付すること。（懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を配布ください）。さらに申請時に違法な「助言指導書」などを出さないこと。

（回答）

「生活保護のしおり」は、制度の改正や担当課の変更などに合わせ、適宜改訂を行っているところですが、今後も市民にとってより見やすくかつ分かりやすいものに改善していきます。

また、「生活保護のしおり」はカウンターなどに既に常時配架していますが、「申請用紙」は添付しておりません。申請にあたっては、相談者の方々が生活上の様々な悩みや課題を抱えていらっしゃることから、その実態やニーズ等を伺い制度の趣旨や記入方法を十分説明の上、申請手続きがスムーズに行われるよう配慮しているところです。

さらに申請時の対応については、厚生労働省から示されている実施要領に従って助言指導を行っております。

生活福祉課（電話 06-6858-2249）

- ③ 通院のための移送費の認定について、平成 22 年 3 月 12 日付厚生労働省通知に基づき受給者に対して周知徹底を行うこと。

(回答)

同通知にある事前申請と領収書の必要性については、従前から周知を図ってきました。同通知に従って「生活保護のしおり」などを通じた周知徹底を続け、併せて「生活保護のしおり」の改善を適宜検討します。

生活福祉課（電話 06-6858-2249）

- ④ 「休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時、また子どものキャンプや修学旅行時など「医療券」の交付を受けることができない場合に、医療機関において被保護者であることの「証明書」として「医療証」、または「診療依頼書」を発行し、受診できるようにすること。

(回答)

医療機関等が生活保護受給対象者について確認できる「休日夜間受診票」を受給者の皆さんにお渡ししており、休日・夜間など福祉事務所の閉庁時において、指定の救急病院を受診する場合に限り使用できることとなっております。

なお、医療扶助を受給する場合には、保護変更申請書（傷病届）を事前に提出していただく原則を踏まえ、関係医療機関とは資格確認にかかる連携を今後も密にしています。

生活福祉課（電話 06-6858-2249）

- ⑤ 自動車保有がなければ生活および仕事ができない場合は保有を認めること。

(回答)

厚生労働省から示されている通知に従って、個々の事案により保有の可否について検討しています。

生活福祉課（電話 06-6858-2249）

- ⑥ 実態無視の就労指導の強要はしないこと。各自治体は仕事のを確保すること

(回答)

稼働能力の活用に当たってはご本人の意思を尊重するとともに、ハローワークはもちろんのこと、それぞれのニーズにあった働く場の確保を目指した“出口戦略”に基づく支援を行っている市雇用労働課も含めた多様な連携を図ります。

生活福祉課（電話 06-6858-2249）

5. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

- ① 全国で最低レベルのこどもの医療費助成制度を外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。

(回答)

子どもの医療費助成（乳幼児医療費助成）は、大阪府の補助事業を基本としながら、通院医療費の対象年齢を拡大し実施してきたところです。

平成23年4月から、経済的負担が大きい入院医療費及び食事代の助成について、小学校6年生までに対象を拡大しております。当該制度は、全国の市町村で実施されており、国の制度として創設するよう国に求めているところです。

保険給付課（電話 06-6858-2772）

② 全国最低レベルの妊婦検診を全国平均(14回、85000円)なみの補助とすること。

(回答)

妊婦健診の補助については、今年度より、補助額を39,680円より52,280円に増額し、制度の充実を図ったところです。

健康支援室（電話 06-6858-2290）

③ 就学援助の適用条件については収入・所得ではなく課税所得でみる。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とすること。

(回答)

就学援助の認定基準については、豊中市就学援助費支給要綱により、教育委員会で生活保護基準の1.2倍と定め、所得によるものとしております。

就学援助の申込み手続きにつきましては、教育委員会学務チームで毎年度6月1日から翌年2月末まで受け付けています。

就学援助費補助金の第1回給付月は、10月となっています。なお、2回目は、翌年2月となっています。

教育総務室学務チーム（電話 06-6858-2552）

④ 全国最悪の中学校給食実施状況を踏まえ、自校方式の完全給食を実施すること。

(回答)

中学生の時期は、それぞれの成長に応じて食事をとることが必要とされる時期と考えておりまして、豊中市では家庭からのお弁当を基本と考えておりましたが、さまざまな事情により、毎日のお弁当の持参が困難な場合もあります。そのため、平成22年度（2010年度）より、デリバリー方式による中学校ランチ事業をモデル校1校で実施しているところです。

あわせて、今年度から教育委員会内に検討会を設置して、中学校給食についての基本的な考え方や市民ニーズなど、さまざまな観点から総合的に検討していく予定にしております。

学校給食室（電話 06-6843-9101）

⑤ 子宮けいがんワクチン・ヒブ(細菌性髄膜炎)ワクチン・新型インフルエンザワクチンを無料接種とすること。

(回答)

子宮頸がん等ワクチン費用の助成については、これらのワクチン接種が、現在のところは、BCGやポリオなどの法定の定期1類接種とは異なり、接種義務が生じないワクチン接種に位置づけられていることなどから、生活保護世帯や市民税非課税世帯を除き、一定のご負担をお願いしているところです。

健康支援室（電話 06-6858-2290）

- ⑥ こどもに関する諸施策について住民に周知し申請権を保障するために、わかりやすいパンフレット・ハンドブックなどを作成し配布すること。(懇談当日に配布ください)

(回答)

子どもに関する諸施策につきまして、本市ではホームページや広報誌への掲載により周知を図るとともに、子育ての状況別に市や諸団体が提供しておりますサービスや、相談窓口等の情報をまとめた冊子「豊中市子育てサービスガイド（毎年情報更新）」を作成し、関係窓口で説明のうえ配布しております。

こども政策室（電話 06-6858-2315）

6. 障害者施策について

- ① 障害福祉サービスの支給決定について、市町村におけるガイドラインを開示すること。また、支給決定の一人ひとりの生活実態や障害の状態を充分考慮し、必要なサービスと支給量が決定されるようにすること。

(回答)

ガイドラインは開示しております。サービス及びその支給量については障害の内容及び程度並びに利用者の実態を把握し、介護者の状況、個々のニーズ等を踏まえ決定しております。

障害福祉課（電話 06-6858-2226）

- ② 大阪府の重度障害者医療費助成制度が後退することのないよう府に強く働きかけるとともに、制度が見直されたとしても、市町村において制度の維持・拡充をはかること。

(回答)

現在、障害者医療費助成制度の見直しについての具体的な情報は得ておりませんが、見直しの検討がなされる中で、現行制度からの後退とならないよう要望していきます。また、見直された場合は、その内容を見極めながら対応を検討します。

保険給付課（電話 06-6858-2772）

- ③ 指定障害福祉サービスに関する認可等権限移譲を大阪府からうけるにあたっての準備状況等を明らかにすること。さらに準備が出来ない状況であれば受託はせず拒否すること。

(回答)

認可等権限移譲の準備状況については、想定される事業者指定件数、事業者指導件数並びに事業者の指定及び指導に伴う事務内容の把握並びに大阪府への派遣研修に向けた準備をすすめております。

障害福祉課（電話 06-6858-2226）